

## 令和元年度第1回筑紫野市立図書館協議会議事録（要点筆記）

開催日 令和元年7月10日（水）午後2時から午後4時

開催場所 図書館集会室

河井会長：令和元年度第1回筑紫野市立図書館協議会を開催する。令和という新たな時代になったので改めて忌憚のないご意見をいただきたい。意見のある人は挙手を願う。では、事務局より報告をお願いしたい。

事務局：報告第一号平成30年度事業報告について（説明）

河井会長：図書館の全体像がよく分かった。不明な点や感想などあれば挙手を願う。

塩崎委員：相互貸借について教えて欲しい。貸出の件数が少ないのは筑紫野市民図書館の所蔵数が少ないということか。

河井会長：他市が筑紫野市に借受をしてまで欲しい図書を筑紫野市民図書館が持っているということである。筑紫野市の借受が少ないのは、借りなくても筑紫野市に必要な本が揃っているということであると考えます。他市の所蔵数など、他市の状況も分かるようにしていただきたい。

事務局：全国の図書館の所蔵数などをまとめたものは例年9月ごろに出る。次回の会議で準備する。

河井会長：団体貸出、移動図書館車での貸出冊数も増えている。他の図書館は減るばかりなのでとてもすごいことだと思う。選書などが優れているのだと思う。

事務局：筑紫野市も広いので中々図書館まで来ることが出来ない方が心待ちにしている。自分が読むだけではなく子どものために本を借りるお母さんなども増えている。

河井会長：移動図書館車の利用人数が増えているのもすごいことである。頑張っているのがよく分かる。

事務局：報告第2号令和元年度事業経過報告について（説明）

河井会長：先日開催された夏のお楽しみ会の来場者数はもう出ているか。

事務局：97人である。昨年、豪雨で開催できなかったためとても残念だったが、今年は天気にも恵まれたたくさんの方に楽しんでいただいた。

八尋副会長：読書ラリーは去年と同じ内容か。

事務局：去年大盛況だったので今年は対象者を拡大して開催する。要望があり大人も対象とする。テーマは十進法に基づき選定している。対象を中学生に絞ると参加者が少なかったなので対象を成人としている。

八尋副会長：小学生低学年の参加は多いか。

事務局：父親に連れられて利用する子が多い。読み聞かせでもいいため、幼児も参加できる。

河井会長：とてもいい取組なので他の図書館にも広まったらいいと思う。では、その他の事項から1つずつ報告願う。

事務局：学校向け配本サービスの試行について（説明）

塩崎委員：配本で学校に届けられた本は子どもたちが図書室に借りにくるのか。

事務局：届けた本の取扱いは学校によって異なるため、こちらでは把握していない。

河井会長：配本希望がなくても学校には行くのか。

事務局：届ける本がなくても図書館で作成したパンフレットなどがあれば、それを届けている。学校司書の勤務時間が週5日勤務ではなく、さらに一日の勤務も4時間と時間が限られているため、届けるものが何もないにも関わらず図書室を離れてまで対応しなければいけないのは負担になるという意見をいただいている。そのため、何も届けるものがないときは行かないことにした。

八尋副会長：校長には説明しているのか。

事務局：試行開始前の平成30年11月の校長会で説明している。

八尋副会長 年度が替わると人も代わるため、改めて説明をしたほうがいい。学校司書からは中々意見も言えないと思う。

河井会長：配本で本を学校に持っていくことは、その分図書館の本が減ることか。今は試行だからいいかもしれないが、今後利用が増えた場合に困るのではないか。

事務局：授業で使うと同じ時期に各学校が必要になることがある。過去に大量に貸して、その後他の学校からも申請があり重複したため、選書には注意を払っている。

西岡委員：利用状況を見ると、冊数が何十冊と多いところは授業で使っていると推測する。中学校では、調べもの学習などはコンピューター室に行っている。40台あり、一人一台ある。

事務局：ご意見もいただいたので、今の利用状況などを校長会など学校側にも改めて伝えていこうと思う。

塩崎委員：お金を持たない子どもたちでも読みたい本が読めるように学校図書でも借りられて、読みたい本が学校になれば学校司書に頼み配本サービスを利用して借りられるようになることを願う。

河井会長：学校図書と市の図書館のカードが同じものになって相互に利用ができるようになるといいと思う。

事務局：子どもの読書離れの対策について（読書通帳の検討、マンガ資料の充実について説明）

河井会長：読書通帳について。最近では周りの図書館でもしているところが増えてきているが、図書館の本来の理念として、図書館の自由に関する宣言にもあるように何を借りたか記録は残さないのが基本なので、希望者のみに配布するなどの配慮が必要ではないか。

事務局：実際に太刀洗町図書館に視察に行き、機械や通帳を見せてもらった。高齢の方にとっては借り間違いを防ぐ効果も大きいのと、子どもにとっても通帳を自分で持つことが出来、機械をとおすことをとても喜ぶとのこと。導入したからと言って爆発的に利用者が増えたということはないが、図書館が常に新しいことに挑戦しているというアピールと、子どもたちが継続して図書館に来館してくれることを期待しているということだった。費用は、保守を含めて機械の購入など200万円から300万円かかる。

河井会長：一長一短である。お金もかかるので資料代にまわしてもらいたい。

八尋副会長：通帳は無料で配るのか。

事務局：中学生未満の子どもは無料、大人は有料の自治体が多いようだ。本来通帳の作成に1冊300円程度かかるころ銀行の通帳を読書通帳として提供して貰っていたり、裏面に銀行の名前を入れているようだ。

河井会長：次は漫画資料について。これは基準を読む限り、1冊ずつ全て読んだ上で判断をするということか。

事務局：選書基準に基づき、シリーズものなどから増やしていきたいと考えている。

茶園委員：選書基準をどこまで定めるのか難しい。

河井会長：応用が利くようにしておかないと本を選ぶのが難しくなる。

事務局：シリーズものは1冊真ん中のものがなくなるとそのシリーズ自体の貸出が難しくなる。他市の状況を見ても、5冊まとめて貸出たりしているようだ。

西岡委員：シリーズもので真ん中に1冊だけ暴力的なシーンがある場合はどうするのか。

事務局：今後検討していく。

河井会長：マンガを読む人と図書を読む人は必ずしも一致する訳ではないので、マンガと子どもの読書離れ対策は分けたほうがいい。

事務局：暴力的な表現なども含め、慎重に考えていく。

事務局：図書館資料の貸出対象者について（説明）

河井会長：筑前町がだれでも貸出できるようにしたときに、思っていた程のことは起こらなかった。筑紫野市がしてもそんなに大きな影響はないかもしれない。

茶園委員：どういったことが起こるのか分からなかったが、会長の言うように特に大きな影響がないのであればいいのではないか。

河井会長：だれでも貸出できるようにすると、筑紫野市民図書館に他市町村の人が借りにきて貸すことはできるが、筑紫野市民が協定を結んでいない市町村に借りに行ったとき借りられないということになる。近隣では久留米市など3市1町でもすでに協定を結んでいるため働きかけやすいのではないかと思う。

塩崎委員：本を買うのも税金である。筑紫野市の本を他市町村の人が借りることも出来るし、筑紫野市民が他市町村に行っても借りられるようにして欲しい。

河井会長：協議会としては、今後時間がかかるかもしれないが規約の改正ではなく協定を結んでいただくようお願いする。

事務局：移動図書館車の故障に伴う運休について（説明）

河井会長：運休について代替の措置もとり、車両の更新も検討していただいているようなのでよろしく願います。これで閉会とする。